

○山鹿市水道事業給水条例施行規程

平成17年1月15日
水道事業管理規程第9号

改正 平成23年3月24日水道事業管理規程第1号
平成26年3月27日水道事業管理規程第2号
平成28年2月8日水道事業管理規程第1号
令和元年12月25日水道事業管理規程第3号
令和2年3月18日水道事業管理規程第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第2条—第11条）

第3章 給水（第12条—第16条）

第4章 料金及び手数料（第17条・第18条）

第5章 貯水槽水道（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、山鹿市水道事業給水条例（平成17年山鹿市条例第204号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び附属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用具機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、水道メーター（以下「メーター」という。）その他附属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み）

第3条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕及び撤去工事の申込みは、給水装置工事申請書（様式第1号）及び竣工図（様式第2号）を水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（開発等の事前協議）

第4条 条例第6条の規定による開発行為等を行う者は、開発給水協議書（様式第3号）により届け出なければならない。

（給水装置使用材料）

第5条 管理者は条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（令元水管規程3・一部改正）

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 条例第9条第1項の規定により管理者が指定する構造及び材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 製品が令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (2) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の令第6条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技師その他の理由により管理者がやむを得ないと認める場合は、同項各号に規定する材料以外の材料を使用することができる。
- 3 条例第9条第2項に規定する管理者の指示は、次のとおりとする。
- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時的に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水タンクを設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等に係る責任の分解点は、受水タンクの入水口とする。

(令元水管規程3・一部改正)

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管理設の深さ)

第8条 給水管の埋設の深さは、次に掲げるとおりとする。ただし、技術上又は他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 国道、県道、市道等 当該道路管理者が指示する深さ
- (2) 私設道路 60センチメートル以上の深さ
- (3) 宅地 30センチメートル以上の深さ

2 前項第2号及び第3号によるもので管径75ミリメートル以上のときは、管理者が指示する深さとする。

(メーターの設置位置等)

第9条 条例第21条に定めるメーターの設置場所は、次の各号に定める基準のとおりとする。

- (1) 建築物の外であって当該建築物の敷地内であること。

- (2) 給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置であること。
 - (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所であること。
 - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所であること。
 - (5) 水平に設けることができる場所であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者がやむを得ないと認める場合は、同項各号に定める設置位置を変更することができる。

(メーター設置基準)

第10条 給水装置にメーターを設置する場合の基準は、1世帯又は1事業所に1メーターとする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(危険防止の措置)

第11条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な装置を講じなければならない。
- 3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機器と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

第3章 給水

(給水管防護の措置)

第12条 給水管の配管に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な防護の措置をとらなければならない。

- (1) 開きよを横断して給水管を配管するとき。
- (2) 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するとき。
- (3) 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するとき。
- (4) 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい所に給水管を配管するとき。

(給水装置の代理人)

第13条 条例第16条の規定による届出は、給水装置代理人選定・変更届（様式第4号）を管理者に届出しなければならない。

(水道の使用開始、休止、廃止等の届出)

第14条 条例第22条第1項及び第2項に規定する届出は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置の代理人等の変更 様式第4号
- (2) 給水装置の使用開始届及び名義変更 様式第5号
- (3) 給水装置の使用休止、廃止 様式第6号
- (4) 給水装置の用途の変更 様式第7号
- (5) 私設消火栓の使用 様式第8号

(給水装置及び水質検査の請求)

第15条 条例第25条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

(破損及び損失水の負担)

第16条 山鹿市水道事業における配水管及び給水管を、他の建設工事により破損した場合の修理費及び損失水の料金については原因者負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 料金及び手数料

(料金及び手数料等の減免)

第17条 条例第35条の規定による減免は、公益上その他特別な理由があるとき、又は次の各号のいずれかに該当するものであって、その者から申請があったときは、減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害等による漏水の料金
- (2) 地下及び床下等の不可抗力的な漏水に起因する料金
- (3) 災害等の理由により料金の納入が困難である者の料金

2 前項に規定する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、水道使用者が漏水を確認しておきながら修繕を怠った場合は、この限りでない。

- (1) 漏水月の水量から前3か月平均の水量を差し引いた2分の1を減免水量といい、漏水月水量から減免水量を差し引いた水量を認定水量(調定水量)とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認める場合は、減免水量を別に算定することができる。
- (3) 前2号の適用は、原則として1回とする。

3 第1項の規定による料金等の減免を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者による修繕工事が完了したことを証する漏水修理報告書(様式第10号)及び水道料金減免申請及び誓約書(様式第11号)を添えて、速やかに管理者に提出するものとする。

(平23水管規程1・旧第18条繰上、平28水管規程1・一部改正)

(使用休止及び廃止の届出のない場合の料金)

第18条 給水装置の使用休止及び廃止の届出がないときは、当該給水装置を使用していない期間についても料金徴収の対象とする。

2 前使用者が給水装置の使用休止の届出をしていない場合において、現使用者が当該給水装置を使用開始の届出をせずに継続使用しているときは、前使用者の当該給水装置に係る権利義務を現使用者が承継したものとみなす。

(平23水管規程1・旧第19条繰上)

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第19条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年に1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道につい

ては、設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(平 2 3 水管規程 1 ・旧第 2 0 条繰上)

附 則

この規程は、平成 1 7 年 1 月 1 5 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 2 4 日水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 6 年 3 月 2 7 日水道事業管理規程第 2 号) 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 2 月 8 日水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、平成 2 8 年 2 月 8 日から施行する。

附 則 (令和元年 1 2 月 2 5 日水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、令和元年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 1 8 日水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

給水装置 ^{新設} ^{改造} ^{修繕} ^{撤去} 申込書

年 月 日

申込書 No.

(宛先)山鹿市水道事業管理者

山鹿市水道事業給水条例第5条に基づき次のとおり申し込みます。

申込者	住所 ふりがな 氏名	㊟
装置場所		
使用者	ふりがな 氏名	㊟
装置種別	専用栓・供用栓・私設消火栓	
加入金	量水器口径	mm
	金額	円
納入年月日	年 月 日	

市納入金内訳	
道路申請料	円
設計審査料	円
竣工検査料	円
消費税	円
合計	円

備考	
----	--

承諾書
左記申込書に私所有の
ことを承諾します。

水道管所有者	住所 氏名	㊟
水道管所有者	住所 氏名	㊟
水道管所有者	住所 氏名	㊟
家屋所有者	住所 氏名	㊟
土地所有者	住所 氏名	㊟

指定給水装置工事事業者	㊟
検査月日	年 月 日
調定月日	年 月 日

種別	国道・県道・市道・里道
許可	年 月 日
許可番号	第 号

位置図

委任状

(宛先)山鹿市水道事業管理者	主任技術者	㊟
上記給水装置工事の申込み及び施工並びに市に納付すべき納入金に関する一切のこと	受任者	㊟
	委任者	㊟

(裏)

施設平面図(分岐点から詳細に記入・使用材料等まで詳細に記入)

設計図

給水装置工事主任技術者



様式第2号(第3条関係)

(表)

指定給水装置工事事業者	給水装置工事主任技術者	申込者	
	㊟	申込書No.	
		検査月日	年 月 日

施設平面図(分岐点から詳細に記入)	竣工図(使用材料等まで詳細に記入)
-------------------	-------------------

(裏)

給水工事竣工検査報告書

検査種類	内容	結果(業者)	局
工法検査	給水管の種類・管径・布設延長		
	給水管の埋設深度		
	給水管の接合方法・分岐箇所・屈曲部分のゆとり等		
	逆流防止装置の設置状況・吐水口と満水面との間隔		
	止水栓及びメーター器の設置位置・逆取付の確認		
	器具の取付方法		
	給水管の防護措置		
	クロスネクション・ポンプ直結等		
材質の確認	JWWA、JIS規格のものであるか確認		
機能検査	各器具ともメーターを経由しているか、動作状態の確認		
水質の確認	臭い、味、濁り、残留塩素の測定		
路面復旧	配水管分岐工事後の原形復旧の確認		
水圧検査	水圧 _____ Mpa		
	静水圧 _____ Mpa		
	水量(吐出量) _____ リットル/分		
上記のとおり山鹿市水道事業給水条例第8条に基づき竣工検査しましたので報告します。			
年 月 日			
検査員 ㊞			
お客様番号		メーター番号	

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

(宛先)山鹿市水道事業管理者

申請者 住所
氏名
電話

印

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

- 1 給水場所 山鹿市 番地
(対象地番全部を記入)
- 2 開発事業の名称
- 3 開発目的
 - (1) 宅地造成による土地分譲
 - (2) 宅地造成による土地分譲及び分譲住宅建築
 - (3) その他()
- 4 開発事業の概要
開発区域 m²
計画地盤高 最高 m
最低 m
区画数 区画
- 5 開発事業の予定時期
着工 年 月
完成 年 月
- 6 給水希望年月 年 月
- 7 水道工事施工予定業者名
- 8 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 計画平面図
 - (3) 配水管布設計画平面図
 - (4) その他必要書類

様式第4号(第13条、第14条関係)

給水装置代理人選定・変更届

		※台帳番号	第		号	
設置場所	番地					
お客様番号			メーター番号			
所有者	住所	番地			電話	
	フリガナ 氏名	-----				
代理人	住所	番地			電話	
	フリガナ 氏名	-----				
使用者	氏名	世帯 人員	印	氏名	世帯 人員	印

上記のとおり山鹿市水道事業給水条例第16条の規定によりお届けします。

年 月 日

代理人 氏名



(宛先)山鹿市水道事業管理者

様式第5号(第14条関係)

受付番号 No. _____

山 鹿 市 水 道 使 用 届

年 月 日

(宛先)山鹿市水道事業管理者

届出人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

このことについて、山鹿市水道事業給水条例第15条 山鹿市水道事業給水条例第22条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

入 居 日	年 月 日	開栓日時	年 月 日 時		
水栓所在地	山鹿市	アパート名	借家(家主名)		
フリガナ		電話番号	不動産会社名		
使用者氏名	印	—			
住民登録地		生年月日	年 月 日		
連絡先 もしくは 勤務先		電話番号	利用者数		
届出事由	①使用開始 ②名義変更 ③新規開栓	支払方法	①口座振替 ②納入通知書	送 付 先	
				〒 _____	電話 _____

- ※ 山鹿市水道事業給水条例が契約の内容となります。
- ※ 水道料金を3か月以上滞納しますと、山鹿市水道事業給水条例第38条第1項の規定により、完納されるまで給水を停止することとなります。
- ※ 上・下水道料金は _____ 年 _____ 月分より請求致します。
- ※ 口座振替は毎月25日となっております。(土曜、日曜、祭日の場合は翌日)
- ※ 口座振替を御希望の場合は、山鹿市水道局、市建設部下水道課、各銀行の山鹿市内の支店、郵便局の受付に申込用紙が設置してあります。

お 客 様 番 号									

メ ー タ ー 番 号									

行政区		

開 栓 指 示	

様式第6号(第14条関係)

受付番号 _____

停 水 ・ 撤 去 受 付 書

受 付 日	年 月 日		受けた人			
お客様番号			メーター番号	—		
水 栓 所 在 地	山鹿市					
ふりがな						
氏 名						
停水・撤去日 年 月 日 午前・午後 時 分						
支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・現場精算 ・口座振替 ・納付書送付 ・その他					
転居・連絡先				電話番号		
				— —		
請求月	金額(税込)	方法	最終検針日	月 日	最終指示	
年 月分	円		停水時指示		停水時数量	
年 月分	円					
年 月分	円		備 考			
年 月分	円					
年 月分	円					
年 月分	円					
合 計	円					

受 付 印	停 水 後 処 理	電算入力	
		完 納	
		閉 栓	
		台 帳	

様式第7号(第14条関係)

給水装置用途変更届

		※台帳番号	第	号
設置場所	番地			
お客様番号			メーター番号	
所有者 (使用者)	住所	番地 電話		
	フリガナ	-----		職業
氏名				
事由	従来			
	変更後			
変更年月日	年 月 日			

上記のとおり給水装置の用途を変更しましたので山鹿市水道事業給水条例第22条第1項第2号によりお届けします。

年 月 日

届出人(氏名)



(宛先)山鹿市水道事業管理者

様式第8号(第14条関係)

消 火 栓 使 用 届

	※認定使用料		※台帳番号	第	号	
設 置 場 所	番地					
お 客 様 番 号		メーター番号				
使 用 者	住 所	電 話				
	氏 名 (名称)					
使 用 日 時	年	月	日	午前・午後	時 分 から 午前・午後	時 分 まで
使 用 目 的 又 は 事 由						
備 考						

上記のとおり使用したいのでお願いします。
(使用したのでお届けします。)

年 月 日

届出人 氏 名



(宛先)山鹿市水道事業管理者

様式第9号(第15条関係)

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

(宛先)山鹿市水道事業管理者

住所
請求者
氏名



次の理由により 給水装置
水 質 の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所 山鹿市
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)
- 3 お客様番号
- 4 メーター番号

様式第10号(第17条関係)

年 月 日

(宛先)山鹿市水道事業管理者

住 所
報告人 工事店名
代表者氏名
電 話 番 号



漏 水 修 理 報 告 書

修 理 依 頼 日			
修 理 完 了 日			
修 理 管 種 ・ 口 径			
修 理 依 頼 者			
修 理 場 所			
お 客 様 番 号		メ ー タ ー 番 号	
推 定 漏 水 量 (水道局で記入)			
備 考			

添付書類 平面図・写真

様式第11号(第17条関係)

水道料金減免申請及び誓約書

年 月 日

(宛先)山鹿市水道事業管理者

次のとおり水道料金の減免を受けたいので、山鹿市水道事業給水条例第35条の適用を申請します。

(届出人・使用者)

※住 所.....

※氏 名.....(印)

※電話(.....)

使用者氏名.....

使用者住所.....山鹿市.....番地.....

お客様番号.....メーター番号.....

《減免・免除・申請額明細》

減免・免除 申 請 月	当初の水道 使 用 水 量	更正後の水 道使用水量	減免・免除 使 用 水 量	当初の水道 使 用 料 金	減免・免除 料 金
月	m ³	m ³	m ³	円	円

減免の理由

.....
.....

誓 約 書	1 故障管・老朽管につきましては、早急に取り替えることをお約束いたします。
	2 給水装置については、適正な管理を行い、漏水等のないように努めます。 なお、今後、減免の申請はいたしません。
	※住 所 ※氏 名 (印)

※を御記入ください。